



保護者 各位

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

子どものための教育・保育給付兼子育てのための施設等利用給付における家庭状況調査（現況届）の実施について（依頼）

保育所等施設の円滑な利用につきましては、日頃からご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。さて、保育所等施設の利用にあたっては、子ども・子育て支援法第 22 条に基づき、一年に一度、保育を必要とする事由の状況等の確認を行います。

つきましては、回答期限までに保育を必要とする事由の証明書類をご用意いただき、**オンライン (LoGo フォーム) での回答**をお願いいたします。オンラインでの回答が困難な場合には、下記期間内に郵送または窓口でのご提出も可能です。

	オンライン (LoGo フォーム)	郵送または窓口提出 (必着)
回答 (提出) 期間	令和 8 年 6 月 1 0 日 (水) ~ 7 月 1 0 日 (金)	
① 事前準備 あらかじめ証明書類を用意してから②回答 (提出) 方法に進んでください。	<p>「保育を必要とする事由の証明書」を用意してください (申請保護者と配偶者それぞれに保育を必要とする事由の証明書が必要です。各人が必要な証明書類は異なりますので裏面をご確認ください。) ※雇用されている方は、会社に作成していただく書類がありますので早めのご依頼をお願いします。</p> <p><以下から現況届、各種証明書類をダウンロードできます> 市ホームページで「相模原市 1030949」と入力すると簡単にアクセスできます。 URL https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/hoiku/1030949.html</p> 	
② 回答 (提出) 方法 フォームを読み込み、必要な情報を入力してください。 ※郵送・窓口提出の方は用紙に記入して提出してください。	<p>以下のフォームから回答 (中央区) URL https://logofom.jp/form/oWjU/1582185</p>  <p>「保育を必要とする事由の証明書類」を PDF や画像等で添付してください</p>	<p>市ホームページから</p> <p>① 現況届を印刷し、記入する ② 「保育を必要とする事由の証明書類」を用意する ↓ ①と②を郵送または窓口へ提出</p> <p>窓口開庁時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0</p>

<きょうだい別々の園に通っている場合>

⇒下のお子さまが在園する施設を所管する子育て支援センターに提出してください。

現況届の未提出や記載内容が事実と異なる場合は、施設の利用を継続できなくなる場合がありますので、期限内の回答にご協力をお願いいたします。

※裏面もご覧ください。

保育を必要とする事由の証明書類

保育を必要とする事由	証 明 書 類
就労している方	父母それぞれの就労証明書（指定様式） ※産休・育休中の方は休業等証明欄（No.8, 9, 11）を記入して提出 ※自営業の場合は、事業主が証明してください
求職中の方	なし
就学している方	在学証明書およびカリキュラム等の写し
疾病・障害の方	診断書（保育できない状態である旨等の記載が必要）または障害者手帳等の写し
親族等を介護・看護している方	要介護者の診断書（常時介護を必要とする旨等の記載が必要）、障害者手帳等または介護保険被保険者証の写しおよび介護等スケジュール（任意様式）
妊娠・出産予定の方	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ）
その他の理由	各子育て支援センターにお問い合わせください

※ 出産前後の期間（5か月間）のみ保育所等施設を利用している場合は、証明書類の添付は不要です。

よくある質問

前にも「就労証明書」を提出したけど、また提出するの？

⇒4月1日以降に作成された証明書を市役所に提出し、内容に変更がない場合のみ、再提出は不要です。

***園が独自で提出依頼し「相模原市長宛」ではない就労証明書につきましては別途提出が必要となります。**

オンラインの場合:Q18, 19で「令和8年4月1日以降提出済で内容に変更なし」をチェックしてください。

郵送・窓口で提出する場合:現況届の備考欄にその旨を記入してください。

証明書類が7月10日までに届かない! どうしよう! オンライン回答できない?

⇒Q20で「証明書類を後日提出する」にチェックし、後日必ず提出してください。

ご用意でき次第、子育て支援センターへ郵送または窓口持参にて提出をお願いします。

証明書類が正しく添付されたか確認したいけど、どうしたらいい?

⇒スマートフォンでは確認できません。

不鮮明で確認できない等がありましたら、こちらからご連絡いたします。

「障害者手帳等」を交付されている者ってどういうこと?

⇒①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合、②特別児童扶養手当の支給対象児、③障害基礎年金等を受給している場合のことを指します。

障害者手帳等を交付されている者がいる世帯は、保育料が減免される場合があります。申告漏れのないようお気をつけください。

以 上

お問い合わせ、不足書類の送付は各子育て支援センターへ（在園児が複数いる場合は下のお子さまが在園する施設を所管する子育て支援センター）

□緑子育て支援センター	〒252-5177	緑区西橋本 5-3-21	緑区合同庁舎 3階	電話 042(775)8813
□同 城山担当	〒252-5192	緑区久保沢 1-3-1	城山総合事務所本館 1階	電話 042(783)8060
□同 津久井担当	〒252-5172	緑区中野 613-2	津久井保健センター 1階	電話 042(780)1420
□同 相模湖担当	〒252-5162	緑区与瀬 896	相模湖総合事務所 2階	電話 042(684)3737
□同 藤野担当	〒252-5152	緑区小淵 2000	藤野総合事務所 2階	電話 042(687)5515
□中央子育て支援センター	〒252-5277	中央区富士見 6-1-1	ウェルネスがみはら 1階	電話 042(769)9267
□南子育て支援センター	〒252-0303	南区相模大野 6-22-1	南保健福祉センター 3階	電話 042(701)7723